

鳥取県立布勢総合運動公園ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鳥取県立布勢総合運動公園ホームページへの広告掲載を適正に行うため、鳥取県立布勢総合運動公園ホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱について、必要な事項を定める。

(広告の掲載場所)

第2条 要領第3条に規定する広告を掲載する位置及び枠数は次のとおりとする。

- (1) 掲載する位置 公園ホームページのトップページの下部
- (2) 枠数 6枠

(広告の種類、規格等)

第3条 要領第5条各号に規定する広告の種類、規格は、次のとおりとし、禁止表現に該当する広告は掲載しない。

1 広告の種類

バナー広告（広告画像であって指定するホームページにリンクするものをいう。）とする。

2 広告の規格

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横234ピクセル
- (2) 形式 JPG 又は GIF（アニメ不可、透過 GIF 不可）の静止画像
- (3) 要領 6k b 以下
- (4) 画像の ALT 属性テキスト 「広告-」で始め「広告-」を除き全半角を問わず30文字以内

3 広告の禁止表現

- (1) 閲覧者の意志に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるもの
例) 「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 閲覧者に不快感を与える恐れがあるもの
例) コントラスト（明度差）の強い画像、GIF アニメーション等
- (3) 実際には機能しないもの
例) 選択肢があるかのように誤解するプルダウンメニュー等
- (4) 公園の情報と誤解する恐れのある表現
例) 「公園情報はこちら」、「公園ロゴ等と類似デザインの使用」等
- (5) 配色又はデザイン等が公園ホームページとの調和を著しく欠くもの
- (6) その他広告の表現として適当でないと公園が認めるもの

(広告掲載料)

第4条 要領第11条の規定による広告掲載料の月額は1枠あたり1,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

附則

この基準は、平成27年5月3日から施行する。